平成２１年（フ）第４３８号
奈良県生駒市軽井沢町12番52号
債務者　松本真由美
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４５８号
奈良市東九条町826番地　14―208号
債務者　郡山　　薫
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４７７号
奈良県大和郡山市筒井町280番地50
債務者　正圓　　武
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第４９３号
奈良県桜井市大字西之宮13番地の１
債務者　髙倉　恭世
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第２５９号
山口県下関市豊田町大字矢田93番地３
債務者　吉村　輝雄
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２６７号
山口県下関市稗田北町15番ウ―403号　県営住宅
債務者　松田みどり
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２７０号
山口県下関市楠乃５丁目６番９号　シャーメゾン楠乃弐番館101号、前住所福岡県朝倉郡筑前町篠隈158番地10
債務者　堀田　吉勝
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第２８０号
山口県下関市大字吉母366番地１
債務者　原田　尚之
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第３００号
山口県下関市細江町２丁目１番３―908号　ウェルス細江、前住所鳥取市的場４丁目63番地メゾン・プレール101号
債務者　冨永　尊志（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２１年（フ）第９２号
佐賀県唐津市相知町平山上乙1256番地
債務者　居石　光代
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第９３号
佐賀県唐津市北波多岸山498番地31　岸山114号、前住所佐賀県唐津市山本1597番地１　ブロッサムM203号
債務者　中江香奈美（旧姓中村）
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第９６号
佐賀県唐津市元石町510番地
債務者　山本　　恵
1　決定年月日時　平成21年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月27日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２１年（フ）第５８号
兵庫県南あわじ市倭文庄田341番地16
債務者　山口一二美
1　決定年月日時　平成21年８月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月28日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２１年（フ）第１０６０号
神戸市灘区水道筋６丁目６番７―202号、前住所神戸市灘区鶴甲３丁目12番26―1002号
債務者　平井　健次
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１０９７号
神戸市垂水区狩口台６丁目７番４―302号
債務者　古澤　寛子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１０６号
神戸市兵庫区会下山町１丁目１番58号
債務者　永川悦子こと　金　　悦子
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第１１１８号
神戸市東灘区岡本８丁目６番21号
債務者　山下企画こと　山下　昌孝
1　決定年月日時　平成21年８月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年10月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部